

基本契約条項

単価契約条項

(総則)

第1条 乙は、この契約に定める各条項に従い、甲の発行する発注書に基づき、甲の指定する納期までにこの契約の給付の目的である契約物品（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）の引渡し又は役務を行い、甲はその代金を支払うものとする。

(債権譲渡の承認)

第2条 乙は、次の各号に掲げる行為を行おうとする場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

(1) この契約により生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し又は承継させる場合

(2) この契約に基づく債務の全部又は一部の履行を第三者に委任する場合
(契約単価)

第3条 この契約の単価は消費税及び地方消費税を含まないものとする。消費税及び地方消費税相当額は数量が確定した時に、契約単価に確定した数量を乗じて得た額の合計額に消費税及び地方消費税の税率を合わせた率を乗じて得た額とする。

(契約の変更)

第4条 この契約の締結後、次の各号に掲げる場合は、甲は乙と協議の上、契約金額・納期・その他この契約に定める条件を変更することができる。

(1) 著しい経済情勢の変動、天災地変その他乙の責に帰し難い事由により、この契約に定める条項では契約の履行が困難となった場合

(2) 契約単価が法令等により設定、改訂又は廃止された場合

(納期の猶予)

第5条 乙は、発注書に定める納期までにこの契約の目的である給付ができない場合は、その事由を付して甲に納期の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項に規定する申請の事由が乙の責に帰することができない場合は、乙と協議の上、期限を定めて納期を変更するものとする。

3 甲は、第1項に規定する申請の事由が、乙の責に基づく場合は、甲が支障がないと認める期限（以下「猶予期限」という。）まで納期を猶予するものとする。

4 乙は、納期を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

（延納金）

第6条 乙は、前条第3項により納期を猶予された場合は、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1%の率を乗じて計算した金額を延納分として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10%の金額をもって限度額とする。

2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払を求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

（1）納期以前にされた申請に基づいて納期を猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数

（2）納期以前にされた申請に基づいて納期を猶予された場合において、猶予された日までに納入分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から、猶予された日までの日数

（3）納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期を猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数

（4）納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期を猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 前項の規定の適用においては、納入は第11条の検査を受けた後、納入場所に納入した時にされたものとみなす。

4 乙は、甲が指定する期日までに第1項の延納分を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年3.0%の率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅延金)

第7条 乙は、契約物品の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3%の率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3 前条第3項の規定は前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第8条 乙は、契約物品について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

2 乙は、契約物品について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、契約物品について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

4 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。

5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の

定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

（発注方法）

第9条 乙に対する発注は、必要事項を記入した発注書をもって行うものとする。

（納入方法）

第10条 乙は、契約物品を納入場所へ納入する場合は、甲の発行した発注書を添付して納入するものとする。

（検査）

第11条 甲の指定する検査官は、乙の納入を行った契約物品については、受領前に発注書に記載された物品の品名及び数量の確認を行い、役務については、乙の行った役務が契約書、仕様書等に適合するか否かにより、合否の判定を行うものとする。

2 乙は、前項の検査の結果、不合格となった場合は、甲の指示するところに従い、再度検査を受けなければならない。

（契約物品等の滅失又は損傷）

第12条 乙は、契約物品等を滅失し又は損傷した場合は、速やかにその旨を甲に届け出なければならない。

2 乙が故意又は過失その他乙の責に帰すべき事由により契約物品等を滅失し又は損傷した場合は、甲の指示するところに従いその損害を賠償しなければならない。

3 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

（危険負担）

第13条 天災地変その他甲、乙双方の責に帰することができない事由に因り、乙がこの契約の目的である給付の全部又は一部を履行することができなくなった場合は、乙は、当該部分について履行の義務を免れるものとし、甲は当該部分についての代金の支払い義務を免れるものとする。

（代金の請求及び支払）

第14条 この契約に定める代金は第11条に定める検査に合格した後、適法

な支払請求書を甲に提出し、甲がこれを受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内の日に支払うものとする。

2 請求金額は、契約単価に確定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とする。

（相 殺）

第15条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合は、この契約に基づき乙に支払うべき代金と相殺することができる。

（支払遅延利息）

第16条 甲が第14条に規定する約定期間までに代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められる率」を乗じて計算した金額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間までに支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（甲の解除権）

第17条 甲は、次の各号に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）乙の責に帰すべき事由（乙の資産信用が著しく低下した場合を含む。）

により納期又は猶予期限までに、乙が契約の全部又は一部を履行する見込みがない場合

（2）乙が第2条の規定に違反した場合

（3）乙又は乙の使用人が甲の行う検査に際し、不正行為を行い又は検査官の職務執行を妨げた場合

（4）前各号に掲げる場合の他、乙が契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達する見込みがない場合

（5）第5条第1項の規定により甲の責に帰することができない事由により、その延期に応じることができない場合

(6) 甲の都合により契約の解除を必要とする場合

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲がこの契約に定める義務に違反したことにより契約の目的を達成する見込みがないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第19条 甲は、この契約の全部又は一部を解除した場合の事由が第17条第1項から第4項までの規定に該当するときは、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する金額）の10%に相当する金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 第6条第4項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償の請求)

第20条 乙は、この契約が第17条第6号又は第18条の規定により解除された場合で、乙に損害が生じたときは、その損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

3 第1項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(相手方に対する通知の効力発生の時期)

第21条 甲から乙に対する文書の通知は発信の日から、乙から甲に対する文書の通知は受信の日からそれぞれ効力を発生するものとする。

(秘密の保持)

第22条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。

(原価調査)

第23条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に

関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

(納入上の甲の指示)

第24条 乙は、この契約書に記載のない事項でも、契約物品の納入上、甲の指示に従う慣行がある事項については、甲の指示に従わなければならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第25条 この契約について定めのない事項及び甲乙間に紛争又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して解決するものとする。

(その他)

第26条 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第27条 この契約に関する訴訟は、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。